

基本構想

基本構想

1 村づくりの基本テーマ

村づくりの計画の総括的なテーマとして次の基本テーマを設けます。
基本テーマは村の将来像、村づくりの基本目標の統括的なイメージです。

人がきらめき 安らぎと潤いのあるところ豊かな村

2 村の将来像

村は、豊かな自然の恩恵から成り立ち、一次産業の農林水産業の進展により集落の形成が進んで商工業が発展し、福祉施設や教育施設の整備充実、観光施設の整備などによって発展を遂げてきました。しかし、少子高齢化や地方分権、行財政改革など、いままでの仕組みを根本から見直さなければならない転換期に直面しています。

先人が幾多の試練をのりこえて築き上げた村は開基から110年が経過しました。

村に住む一人ひとりが、安心して暮らせる村でありつづけるため、「ところ豊かな村」づくりを基調とした将来像を次のように展望し、各分野における施策を推進します。

① 自然と共生、活力ある産業を育む村（活力ある産業の振興）

農業・林業・水産業の基盤整備の促進充実、商工業・観光の振興により生活基盤が安定し、担い手と雇用が確保され、働く喜びにあふれ、地域は活気に満ちています。

② 健康で安らぎあふれ安全で安心して暮らせる村（福祉の向上と生活環境の整備促進）

福祉と医療が充実し、子どもや高齢者にやさしい環境整備が進み、安定したライフラインの確保、災害に強い村づくりが進んで、人々は支え合い健康で快適な毎日をごしています。

③ いきいきと学べ創造性ところ豊かな村（教育の振興充実）

個性豊かで特色ある学校教育が進展し、近代的で充実した教育環境により、誰もが芸術や文化にふれることができ、スポーツ活動で健康な汗を流しています。

④ みんなで創り育てる明るい協働の村（住民参画と行財政改革の推進）

一人ひとりが協働の村づくりに積極的に参加し、村民と行政が一体となっています。地域活動も主体的な参加が進んで活発化し、ボランティア精神が浸透し、みんなで支え合うところに満ちています。

3 村づくりの基本目標

基幹産業の振興充実により雇用の場が確保され、村の将来を担う若者達も働く喜びに満ちていて、村民の誰もが健康で明るく楽しく暮らし、みんなで支え合い安全・安心な日々を過ごしている。子どもたちは近代的で整った施設で元気に学び、遊び、子どもも大人も一緒に芸術・文化やスポーツに親しみ生き生きとした笑顔にあふれている。

このような活気あふれる村、お互いを思いやる地域づくりを目指して、次の基本目標を掲げ目標に近づくための施策を展開していきます。

① 活力ある産業の振興

生産基盤の充実、共同化を促進し、低コストで安定した農業の進展を図ります。

漁港漁場の整備充実により、資源を回復し漁業経営の安定を図ります。また、地場産品の付加価値向上の事業を推進します。森林の多面的機能を見直し、植樹と管理の充実を図り、みどりあふれる村づくりを進めます。商業、工業は村民の要望に応える工夫や近代化を促進します。住民が憩う施設の充実を図り、村を訪れる人々を温かく迎える観光施策の充実を図ります。

② 福祉の向上と生活環境の整備促進

福祉サービスと保健・医療環境の充実を図り、誰もが健康で安心して暮らせる体制を整えます。ボランティア育成により支えあう住民意識の定着を図ります。住宅・道路・公園・上下水道などを計画的に整備改修し、快適な生活環境を整えます。自然保護を進め、土地保全の対策を図り、情報通信環境の充実と連携した施策による、災害対策に強い村を構築します。

③ 教育の振興充実

教育環境の適正化に合わせ、施設の整備改修を促進し、地域の特性を活かした学校教育の定着を図り、児童・生徒が恵まれた環境で、意欲的に学ぶことのできる環境を整えます。多様な要求に応える社会教育体制を構築し、芸術・文化意識の向上を図り、創作や鑑賞の機会を増やし、文化施設の利用を盛んにします。スポーツ活動では、各団体を中心とした活気ある活動を支援し、家族ぐるみの余暇活動が見られる元気で爽やかな笑顔があふれる環境を整えます。

④ 住民参画と行財政改革の推進

みんなが村づくりに積極的に参加でき、自治会等の活動の活発化を図ります。

ボランティア精神の醸成により環境の美化意識の定着を促進し、きれいな村の形成を図ります。行政は主体的な村民の意を受け、情報の共有、きめ細かな地域とのふれあいの場をつくります。また、健全財政を堅持し、事務の効率化を図り、近隣市町との広域行政に積極的に参画します。

4 計画の主要指標

この計画の目標年次の主要指数の数値は次を想定します。

① 人口と世帯

平成32年の村の人口を1,092人、世帯数を519世帯と想定します。
また、年齢別人口を次のとおり想定します。

(単位：人、%)

区分	人口	構成割合	備考
0~14歳	84	7.7	年少人口
15~64歳	569	52.1	生産年齢人口
65歳以上	439	40.2	老年人口

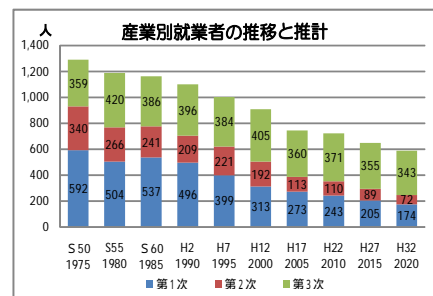
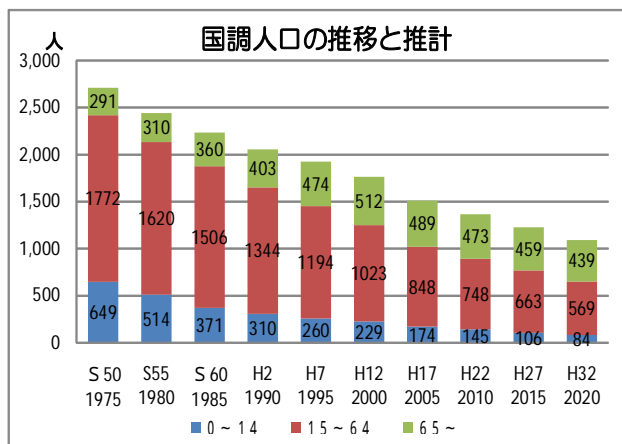
国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）」による。

② 産業別就業者

平成32年の就業者率を人口の53.9%と見込み、就業者数を589人と想定します。
また、産業別就業者数を次のとおり想定します。

(単位：人、%)

区分	就業者数	構成割合	備考
第1次産業	174	29.6	
第2次産業	72	12.2	
第3次産業	343	58.2	



5 分野別施策の大綱

村づくりの基本テーマ及び村の将来像で述べた「こころ豊かな村」づくりをめざして、分野別施策の大綱を次のとおり定め、目標に向けた施策を展開します。

I 自然と共生、活力ある産業を育む村

村はこれまでも農業、漁業を基幹産業とした第1次産業の振興で発展してきました。産業の安定と発展が、村の将来を担う上で欠かせない要素となっています。

農業の振興 後継者不足を解消するための担い手確保対策を促進し、土地基盤整備、生産施設の近代化と農用地の集積を促進します。機械や作業の共同化により高品質かつ低コストで安定した供給を促進するため、法人、集落営農組織の育成を図ります。また、地場農産物を活用した加工品開発を進め、あわせて本村らしい食育の推進を図ります。



林業の振興 森林整備計画に沿った計画的な森林資源の育成とあわせ、林道や作業道の整備を進めます。また保全推進団体を支援し、植樹をはじめとした緑化活動の推進を図ります。

水産業の振興 広域的な漁場造成と育てる漁業による水産資源増大の推進、漁港の整備充実及び後継者育成の推進により経営の安定化及び安全操業の確立を図ります。また、水産物の価格低迷対策として、水産加工技術の開発支援や販路拡大の支援、推進を図ります。

商工業の振興 小売業部門の厳しい現状から、商工会を中心に地域生活を支える商店のあり方の改善及び経営改善への支援を推進します。また、工業部門においては新商品開発や新技術の導入などへの支援を強化します。

観光の振興 みさき台公園を中心とした施設整備は充実しており、今後は既存施設の有効利用と地域特性を活かした滞在型観光及び体験型観光等のソフト事業の展開を図ります。また観光産業単独ではなく、農業・水産業及び商業が有機的に結びついた事業展開を図るとともに村外への観光、特産品のPRを推進強化します。

II 健康で安らぎあふれ安全で安心して暮らせる村

少子高齢化社会を迎え、家族形態や価値観の変化など、住民の要望が多様化しています。誰もが住みよいあたたかい地域社会をつくり、ふれあいの大切さを学び、高齢者が、豊かな経験を生かして積極的に社会参加しながら、安心してくらしていけるような福祉の充実と環境の整備を図り、健康で明るい村づくりを進めます。

住民福祉の充実 少子化と相まって人口に占める高齢化率がさらに高くなることが予想され、高齢者が健やかに自立した生活を営むことができるよう、地域包括支援センターを核とした各種支援策を展開するとともに、福祉施設の更なる整備充実を推進します。また、障がい者福祉施設の運営を支援するとともに、子育て支援を強化し、地域の人々が支えあい、健やかな生活ができるよう、「人に優しい」福祉施策の展開を図ります。

保健・衛生の推進 村診療機関の体制のさらなる充実と施設の整備を図ります。また、地域センター病院である「道立羽幌病院」の医師の確保や医療機能の整備充実がなされるよう、圏域自治体とともに関係機関に働きかけます。さらに、健康で活力ある生活を送るため、各種検診の実施、健康相談や健康教育の強化を図り、健康増進の意識高揚を図ります。

生活環境の整備 水道水の需要は増加傾向にあり、今後施設を合理的かつ計画的に整備維持管理するため、事業の統合を進め、一体運営することにより安全で安定した飲料水の供給を図ります。下水道の処理区域外については、今後も浄化槽の整備促進に努め、公共用水域の水質汚濁を防止します。住宅整備は、今後整備計画を整え、計画的な建て替えと改修を進めます。一般廃棄物は中部3町村で広域処理していますが、分別収集を推進し、ごみの減量化を図るとともに、し尿の新たな処理施設整備を推進します。公園は一定水準の整備がなされており、今後は機能維持のため管理体制を充実させます。また、憩いの場を創出するため市街地小公園の整備を検討します。

土地保全と利用 降雨による河川の土砂流出や海岸線の侵食によって、土地現況が崩壊しつつあります。災害や浸食から土地を守るため、森林保護施策と併せた土地保全対策を図ります。

自然保全と利用 各種施設が周囲の自然と適合した景観を維持している現状から、今後も開発が必要な事業は、自然との調和に充分配慮、検討した計画とするとともに、恵まれた自然と気軽にふれあうことのできる環境を整えます。また、かけがえのない自然環境を保持するため、地球温暖化の対策を推進します。

道路・交通網の整備 基幹道路をはじめ村道、産業道路の交通網は整備されて、村の振興発展の大きな要因となってきました。道路網は概ね整いましたが、車輛の大型化、農産物の流通確保に対応した、安心できる通行が確保されるよう、道路改修と橋りょう点検による長寿命化を推進します。また、高齢者や小さな子どもにやさしく、安全で安心な往来ができるよう、歩道の段差解消や大型化を促進します。また、冬期も安心して通行ができる除排雪の行き届いた交通網の整備を図ります。本村唯一の公共交通機関である生活路線バスについて維持確保を図るための施策を継続します。

交通安全と防犯 村の交通安全の取り組みは、各団体が緊密に連携し、交通安全意識は高いものになっていますが、北海道は依然死亡事故発生が多発しており、今後も事故発生を未然防止するため、実態を踏まえ、関係機関との連携のもと、交通安全運動を展開します。

また、村は総体的に犯罪発生が少ないものの、高齢者犯罪の発生が危惧されることから、地域に密着した防犯体制の充実を図ります。

情報通信の充実 村においても高速インターネット通信を可能とするADSLが普及しましたが、一部地域では利用できない状況にあり、加えてブロードバンドは情報通信機器の著しい発達とあわせて常に進歩を遂げています。時代に即し、総合的な情報通信が可能な環境が整うよう、通信基盤の整備に向けた取り組みを推進します。

地域防災の整備 子どもや高齢者の安全を確保するため防災訓練の継続的な実施を推進するとともに、災害時要援護者に対する支援体制の確立や津波をはじめとしたハザードマップ作成、住民への災害情報の伝達手段の整備を推進します。

消防体制は、北留萌消防組合によって機能の充実強化及び効率的運営が図られています。必要な資機材の適正配備や大規模災害時の広域的活動に備え、消防救急無線のデジタル化並びに広域化、共同化の対応を進めます。



Ⅲ いきいきと学べ創造性ところ豊かな村

地域の発展は人づくりにあり、人づくりは家庭、学校、地域が一体となった取り組みが必要です。豊かな心を育み、健康で活力ある人づくりのために、生涯教育の充実も重要になっています。

学校教育の推進 恵まれた自然環境、特色ある地域性を十分に活かした学校教育を推進し、人間性豊かで、創造性に富むたくましい子ども達を育てます。また、次代を担う児童・生徒が、快適で恵まれた教育環境の中で意欲的に学べる学習環境を整えるため、教育機器、施設の整備充実を促進します。また、今後の児童数の推移を見極めながら適正規模による教育水準の維持向上を図ります。



社会教育の充実 国際化、情報化など時代の進展により社会情勢も変化が見られ、村民の多様な要求に応えるための生涯各期にみあった学習者一人ひとりの主体的な取り組みができる環境整備の促進を図ります。

芸術・文化に親しむ機会提供を拡充し、自ら取り組む芸術文化活動を支援するとともに、伝統文化の伝承・保存を推進し、地域の歴史を学び、先人を尊ぶ郷土資料の保存・整備を進めます。

また、村にはスポーツ公園、スポーツセンター、スキー場などの体育施設があり、健康な地域社会構築のための施設を整備していますが、今後も適正に維持管理を図っていくとともに、体育団体の活動を支援し、底辺拡大で健康づくりと楽しむスポーツの推進を図ります。



IV みんなで創り育てる明るい協働の村

自治会等による地域自治活動の活性化や村民が進んで行政に参画できる体制は、「協働の村づくり」「自立した村づくり」につながります。村民、自治組織、団体等と行政それぞれが責任と役割を明確にしつつ、情報を共有しながら積極的な行動をおこし、生きがいに満ちた明るい村づくりを推進します。

地域活動の推進 自治会等地域活動の活発化を図り、小さな地域づくりから大きく広がる地域活動を推進します。また、各種活動を支援し、交流の輪を広げ、地域が自主的に行う花いっぱい運動や環境美化活動により、きれいで住みよい地域づくりを目指します。

市街地の活性化と集落の再編成 市街地の活性化を図るため、住民の憩いと通過車両の休憩を兼用する広場を提供し環境整備と商店街にも効果的な、市街地活性化対策を図ります。また、農業地域には住宅団地を造成して、住まいと作業の地域区分を図り、交流の広がる生活団地を計画します。

広域行政の推進 圏域共通の課題であるごみ・し尿処理、消防体制の維持等や、広域行政に積極的に参画して、その推進を図ります。また、地域医療の確保、管内事業等その充実、発展に協力します。

行政の充実 時代に対応した簡素で効率的な行政運営の推進を図るとともに、多様化・高度化する村民のニーズに的確に対応するため職員の資質向上と意識改革を図ります。

財政の充実 社会情勢を見極めて真に必要な事務事業を適確に判断し、行政経費の抑制や受益者負担の適正化等によって自主財源の確保を図り、健全な財政運営に努めます。



地域指定の状況

過疎	特別豪雪
過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年 3 月 31 日法律第 15 号)	豪雪地帯対策特別措置法 (昭和 37 年 4 月 5 日法律第 73 号)
H12.4.1 総理府告示第 17 号	S46.9.27 総理府告示第 41 号

振興山村				
山村振興法 (昭和 40 年 5 月 11 日法律第 64 号)				
1 期 (S40 ~ 47)	2 期 (S47 ~ 54)	3 期 (S54 ~ H2)	4 期 (H2 ~ 11)	5 期 (H19 ~ 28)
S42.2.18 総理府告示第 5 号	S49.2.18	S59.7.31	H8.2.9	H20.3.5

農振
農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号)
S47.11.4 告示第 3389 号